

県立高等学校編成整備に関する懇話会設置要綱

平成 23 年 3 月 17 日教育長決裁

(設置)

第 1 条 県立高等学校編成整備について意見を聴取するため、県立高等学校編成整備に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 懇話会は、会長及び委員をもって組織する。

2 教育長は、次の各号に掲げるものうちから依頼する。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 沖縄県高等学校長協会を代表する者 | 1 人 |
| (2) 沖縄県中学校長会を代表する者 | 1 人 |
| (3) 沖縄県高等学校 PTA 連合会を代表する者 | 1 人 |
| (4) 沖縄県 PTA 連合会を代表する者 | 1 人 |
| (5) 学識経験者 | 若干名 |
| (6) 関係団体 | 若干名 |

(会長)

第 3 条 会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が進行する。

(庶務)

第 5 条 懇話会の庶務は、教育庁総務課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。